

自賠責運用益拠出事業について



自賠責保険は、全ての自動車(原動機付自転車を含む)に対して加入が義務付けられ、自動車事故を起こした加害者の賠償資力を確保することで、被害者保護を図っています。また、このような保険本来の役割だけでなく、被害者保護という目的のもと、自動車事故防止や救急医療体制の整備、被害者やその家族の支援という役割も担っており、様々な事業を実施しています。

こうした事業を実施するために、自賠責保険の運用益が活用されています。日本損害保険協会では、各損害保険会社から自賠責保険の運用益の拠出を受け、1971年から自賠責運用益拠出事業の運営を行っております。

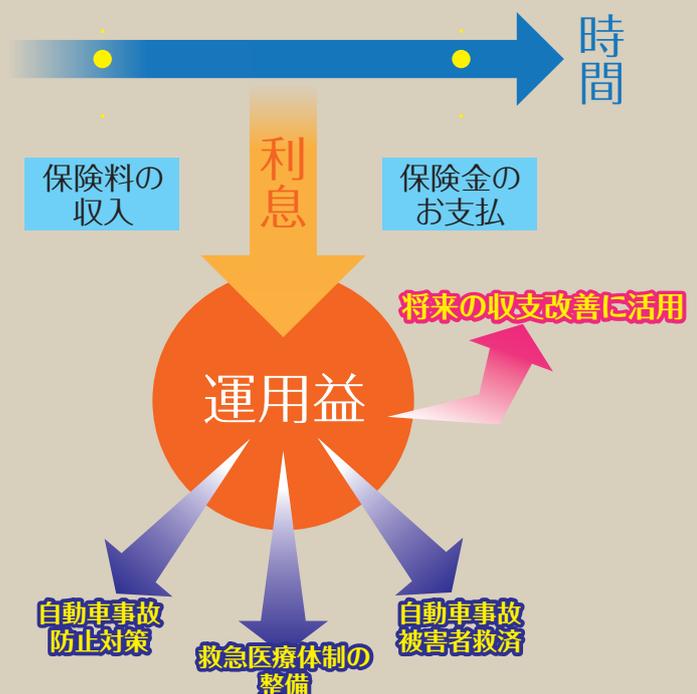
自賠責保険の運用益とは? ▶▶▶

各損害保険会社が自賠責保険のご契約者から保険料をお預かりした後、事故が発生して被害者等に保険金をお支払するまでの間、保険会社に一定の資金が滞留します。この滞留資金を運用して得られた利息を運用益と呼んでいます。

自賠責保険は、「ノーロス・ノープロフィットの原則」に基づいて運営されていることから、各損害保険会社はこの運用益の全額を他の保険の積立金等と区分して、準備金として積み立てることが法令で義務付けられています。

自賠責運用益拠出事業とは? ▶▶▶

自賠責保険の運用益は、将来の自賠責保険の収支改善のための財源とするほか、自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者救済等に必要の費用など、被害者保護の増進に資する施策に活用することが法令で定められています。



自賠責保険の運用益はどんな活動に活用されているの？

■自動車事故防止対策

自動車事故被害者を生まないためには、事故そのものを防止することが必要です。自動車事故を防止するための研究事業や啓発活動などを実施しています。

飲酒運転防止を呼びかける啓発活動



例えば

高齢者による交通事故を防止するための研究

■救急医療体制の整備

自動車事故でケガをした被害者が迅速・適切な治療を受けられるようにするための研究事業や機器寄贈などを実施しています。

救急車や医療機器の寄贈



例えば

医療関係者を対象にした研修会

■自動車事故被害者対策

自動車事故被害者やそのご家族に対するリハビリテーションや心のケアに関する情報提供、交通遺児の支援、被害者の生活を支援するための研究事業などを実施しています。

脳外傷
リハビリテーション
講習の開催



例えば

医療関係者や
支援者への
研修会の開催

自賠責運用益拠出事業に関するより詳しい解説は、
日本損害保険協会内の特設HPをご覧ください。

